

議案第7号

財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月31日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139 ほか1筆	29,328平方メートル
建 物	〃	268.64平方メートル
工 作 物	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139	一式

2 相手方

鳥取市千代水二丁目88番地

株式会社鳥取砂丘ムーンパーク

3 貸付期間

令和4年9月1日から令和14年8月31日まで

4 理 由

鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、同事業を行う株式会社鳥取砂丘ムーンパークに対して、土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。